明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○倉庫業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五三）　一
〔告示〕
○全国家計構造調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一四二）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人地域医療機能推進機構公示、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○国土交通省令第五十三号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第五条第一項の規定を実施するため、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第3条の2関係）

倉　庫　業　者　登　録　簿

1／χ

都道府県		管轄局 及び整理番号	
登録番号及び年月日			
氏名又は名称			
代表者の氏名 （法人の場合）			
住所			
資本の額又は出資の総額			
主たる営業所の名称			
主たる営業所の連絡先	（電話） （FAX） （E-mail）		
主たる営業所の所在地			
発券・非発券の別	発券　・　非発券	発券許可番号及び年月日	

倉庫の棟数及び 所管面（容）積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟　m2	
	2類倉庫	棟　m2	
	3類倉庫	棟　m2	
	野積倉庫	区　m2	
	水面倉庫	区　m2	
	貯蔵槽倉庫	基　m3	
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫	棟　㎥ うち SF級　棟　㎥ F級　棟　㎥ C級　棟　㎥	

＜　営　業　所　の　概　要　＞

γ／χ

営業所所在都道府県		管轄局 及び整理番号	
営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の連絡先	（電話） （FAX） （E-mail）		

倉庫の棟数及び 所管面（容）積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟　m2	
	2類倉庫	棟　m2	
	3類倉庫	棟　m2	
	野積倉庫	区　m2	
	水面倉庫	区　m2	
	貯蔵槽倉庫	基　m3	
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫	棟　㎥ うち SF級　棟　㎥ F級　棟　㎥ C級　棟　㎥	

（営　業　所　所　管　倉　庫　の　概　要）

設置登録番号 及び年月日	名称	類別	所在地	倉庫面(容)積	主要構造	所有・借 庫の別	保管物品 の種類	備考

注）「倉庫の棟数及び所管面積」中「危険品倉庫」の欄については、建屋又は野積により危険品を保管するものにあつては、面積立てで、貯蔵槽により危険品を保管するものにあつては容積立てで記載すること。
トランクルームにあつては、構造基準上対応する倉庫の欄に括弧書きでトランクルームの面積又は容積を記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。